

令和元年度  
工事監査報告

令和 2 年 4 月

環境林務部工事監査

# 森林土木工事監査

## 1 令和元年度 森林土木工事監査の概要

森林土木工事監査は、県、市町村及びふるさとの森生産性強化対策事業等の事業主体が実施する森林土木工事の適正かつ円滑な執行に資するため、「鹿児島県環境林務部工事監査要領」に基づき、工事事務や現地の施工状況について行うものであり、契約業務、労働安全、施工体制、環境配慮、監督業務、設計積算、施工管理（工程、品質、出来形、写真）等を監査項目としている。

なお、労働災害の防止、適正な施工体制の確保、環境に配慮したリサイクル製品等の使用及び的確な監督業務の実施による事業の適正な履行を図る観点から、次の4点を重点項目としている。

### 【重点項目】

- ① 労働安全衛生規則等が遵守されているか。
- ② 適正な施工体制が確保されているか。
- ③ 環境に配慮した木材及びリサイクル製品等が使用されているか。
- ④ 監督業務が的確に行われているか。

## 2 監査対象工事及び監査実施箇所

- (1) 監査の対象は、令和元年度治山・林道事業（平成30年度繰越工事を含む）及びふるさとの森生産性強化対策事業で実施する林業専用道（規格相当）である。
- (2) 監査の実施箇所は、事業進捗状況を考慮し、治山事業で66箇所、林道事業及びふるさとの森生産性強化対策事業（林業専用道（規格相当））で40箇所の合計106箇所（監査率42.1%）を実施した。

### 工事監査実施状況

単位：件、千円、%

区 分		治 山		林 道		合 計	
		箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費
県	対 象	141	4,283,585	66	2,858,769	207	7,142,354
	監 査	64	2,286,441	36	1,572,091	100	3,858,532
市町村等	対 象	13	81,219	32	462,212	45	543,431
	監 査	2	18,700	4	62,055	6	80,755
合計	対 象(A)	154	4,364,804	98	3,320,981	252	7,685,785
	監 査(B)	<b>66</b>	2,305,141	<b>40</b>	1,634,146	<b>106</b>	3,939,287
監査率%(B/A)		42.9	52.8	40.8	52.4	<b>42.1</b>	51.3

※市町村等の林道には、ふるさとの森生産性強化対策事業（林業専用道）を含む

### 3 監査結果

監査で注意・指導を行った事項・内容は、以下のとおりである。

#### 【重点項目】

##### (1) 労働安全衛生規則等が遵守されているか

- ① 店社パトロールは、毎月実施し、記録も整理すること。
- ② 安全日誌に日々の点検項目を記載し、点検記録を整理すること。
- ③ 車輛点検は、特定自主検査（年検査）、始業前点検のほか、月例自主検査についても行うこと。
- ④ 緊急時の連絡体制は、見やすい場所に掲示すること。

##### (2) 適正な施工体制が確保されているか

- ① 工事カルテの登録は、契約締結後定められた期間内に行うこと。
- ② 下請契約について、元請けが実質関与しているか施工体制点検により常にチェックすること。
- ③ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく説明書及び通知の事務処理を適切に行うこと。

##### (3) 環境に配慮した木材及びリサイクル製品等が使用されているか

- ① 林業機械用チェーンオイルにエコマーク認定商品を使用した場合は、写真管理を行うこと。

##### (4) 監督業務が的確に行われているか

- ① 変更指示の内容に基づいた変更施工計画書を提出させ、安全対策や管理項目が適切であるか確認すること。
- ② 工事内容に変更が生じた場合は、速やかに変更指示を行うこと。
- ③ コンクリート土留工については、打設計画図を作成し計画に基づいた打設を行うこと。
- ④ 伐木本数については、現場着手前に樹種別の本数を調査し監督職員に報告させ変更設計において適切に対応すること。

#### 【一般項目】

##### (1) 設計積算について

- ① 構造物の基礎栗石については、目潰し材を含む敷並べで積算する必要があるため、適用歩掛に注意すること。
- ② 見積を設計単価として採用する場合、有効桁の丸めに注意すること。

##### (2) 施工管理について

###### ア 工程管理

- ① 工程計画と現場の進捗状況を常に把握し、気象条件等により遅れが生じた場合は、フォローアップを行うなど適切な工程管理に努めること。
- ② 残工事の工程を再度精査し、工期内完成に努めること。

#### イ 品質管理

- ① 森林土木工事施工管理基準に定めがないものについては、管理方法等を事前に打ち合わせておくこと。
- ② メーカーのマニュアルに基づいた管理については、根拠を施工計画書に添付すること。

#### ウ 出来形管理

管理点が現場で確認出来るように、管理箇所にマーキングすること。

#### エ 写真管理

不可視部分は出来形が確認できるように適期に写真管理をすること。

#### (3) その他について

- ① 均しコンクリートを施工する際は、工事打合せ簿により協議を行ったうえで実施すること。
- ② 補助事業についても設計内容を十分審査すること。
- ③ 工事打合せ簿、変更指示、変更施工計画等、工事の設計変更マニュアルに基づき適正に対応すること。

#### 4 今後の対応

以上の指導事項を踏まえ、以下のとおり取り組む必要がある。

- (1) 安全管理については、各種点検や研修等を徹底させるとともに、点検漏れ等を未然に防ぐ体制づくりを推進し、安全に対する意識の高揚を図る。
- (2) 工程管理については、工事の進捗管理を徹底させ、適時に適切なフォローアップを図るなど工事の早期完成を図るよう指導する。
- (3) 施工体制については、公共工事の適正な履行・品質の確保における重点項目であることから、引き続き指導する。
- (4) 監督業務については、現場指導や設計変更において適切な対応がなされるよう、研修や監査等を通して引き続き指導する。